

## 改善報告書

大学名称 中央学院大学 (大学評価実施年度 2021 年度)

### 1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、2021 年度の認証評価の結果を踏まえ、その改善・向上に努める全学的な基盤整備を行い、2028 年度の認証評価の受審に向けて、自律的かつ恒常的に PDCA サイクルを回すことのできる内部質保証システムの構築に努めている。貴協会から指摘を受けたために改善するという受動的な姿勢ではなく、本学の教育活動全体が学生本位の視線にたって展開されているかどうかという積極的な観点から改善に向けた取り組みを行っている。

2021 年度の認証評価において、「是正勧告」として示された「基準 10 大学運営・財務」においては、大学の中長期計画にかかる大学運営の基本的な方針が示されていないという指摘を真摯に受けとめ、法人と教学が協働しながらその改善に努めてきた。大きな進歩としては、学則に「置くことができる」と規定されながら置かれていなかった副学長を 2022 年に任命し、大学の中長期計画や内部質保証を担当させることによって、学長を中心とする教学マネジメント体制の強化を図ったことが挙げられる(資料 1-1)。

「改善課題」としての「基準 2 内部質保証」においては、責任主体としての自己点検・評価実施委員会による定期的な点検がなされておらず、改善・向上のためのプロセスが体制上明確ではないという指摘に対して、2022 年に全学レベルでの内部質保証に責任を有する大学質保証会議を設置した(資料 1-2、1-3)。副学長がこの会議の議長を務め、商学部長、法学部長、現代教養学部長、大学院商学研究科長、大学事務局長、自己点検・評価実施委員会委員長から構成され、内部質保証システムの有効性に関する改善指示を行う司令塔的な組織としての位置づけを有している。そのもとで、各部会が個々の組織に内在する課題を洗い出し、自己点検・評価実施委員会がそれらの課題が改善されているかどうかの点検・評価を行っている。さらに、2024 年に「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の一部を改正し、大学質保証会議の役割をさらに明確にすることによって、全学レベルでの内部質保証の推進や教学マネジメントに責任を有する主体として位置づけた。

第 3 期認証評価で指摘を受けた「基準 2 内部質保証」および「基準 4 教育課程・学習成果」に関する課題は、この改善報告書に記載の通りすでに解決・改善しており、現在は次の第 4 期認証評価を見据えた取り組みに着手し、商学部・法学部・現代教養学部および大学院商学研究科修士課程で連携を図り、全学的に内部質保証の推進に努めている。

資料 1-1 中央学院大学副学長規程

資料 1-2 中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程

資料 1-3 内部質保証推進のための PDCA サイクル

## 2. 各提言の改善状況

## (1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準10 大学運営・財務 (1) 大学運営
	提言 (全文)	<p>大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針が定められていない。また、学則において、副学長を置くことが定められているが、これまで置かれたことがなく、規程と実態に齟齬があり、研究科長の権限についても包括的に定められていない。さらに、規程に基づかない組織運営や、改廃に関する規定の不備が見受けられるとともに、「経営会議」や「学部長会議」は組織における重要な会議体でありながら、その会議録が作成されていない等、適切な大学運営を行っているとはいえないことから、組織の基盤を十分に整備し、適切に大学運営を行い、定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に取り組むよう、是正されたい。</p>
	大学評価時の状況	<p>中長期計画については、工程表を作成し、それにしたがって計画の実現を図っていくこととしていたために、大学運営に関する基本方針は定められていなかった。しかし、第2期(2014年度)の大学評価において内部質保証について様々な指摘を受けていたため、内部質保証の運営体制の整備を進めるなかで策定することとしていた。また、副学長を置くことについても、検討はしていたものの実現に至ってはいなかった。大学院商学研究科長権限の規定化をはじめとする規程の整備については、当該規程運用などの際にその都度整備を行ってきたが、規程が膨大な数であるため、未整備のものが残っているという状況であった。さらに、「学校法人中央学院経理規程」では「予算会議」が予算編成の手続に関与することが規定されているが、実際には「経営会議」で検討がなされ、規程に基づかない運営を行ってきた。このように「経営会議」は法人運営業務の要としての機能を果たしてきているが、これまで議事録が作成されないままに運営</p>

	<p>が行われてきた。また、「学部長会議」については、「学部長会」と「拡大学部長会」の二つの組織で構成されており、従来定例で開催されてきた「拡大学部長会」については議事録が作成されていたものの、2021年4月1日付の規程改正により学長・学部長・大学院商学研究科長・大学事務局長で構成される「学部長会」が定例開催となってからは、録音と会議メモはとっていたものの、正式な議事録は作成されないままに会議運営が行われてきた。</p>
大学評価後の改善状況	<p>大学基準協会からの提言を受け、自己点検・評価実施委員会からの改善要望を待つまでもなく、学長を含む学部長会が中心となって改善に取り組み、大学運営に関する基本方針については、「中央学院大学大学運営に関する基本方針」を2022年6月に策定した（資料2-(1)-1-1）。また、副学長についても「中央学院大学副学長規程」を制定し、あらたに副学長を置くこととなった（資料1-1）。</p> <p>2022年10月に就任した副学長は、全学的な重要事項の計画遂行に係る連絡調整と学長の委任する職務を行い、副学長の設置は学長を補佐する体制の強化につながった。さらに、大学院商学研究科長の権限については2022年7月開催の大学院商学研究科委員会にて「中央学院大学大学院学則」の改正を行い、大学院商学研究科長の権限を包括的に定めた（資料2-(1)-1-2）。学部長会議においても正式な議事録を作成することとした（資料2-(1)-1-3、追加資料1-1）。</p> <p>法人においては、実地調査後の2021年12月20日付文書「大学評価（認証評価）結果（委員会案）に対する意見申し立てについて」の中で経営会議の議事録が無いことについての指摘があることを確認し、2022年1月開催の経営会議において当会議から議事録を作成し出席者に配布するとともに保管することについて審議・承認し、以後議事録を整備している（資料2-(1)-1-4、追加資料1-2）。</p> <p>さらに、予算編成手続きが「学校法人中央学院経理規程」に定められた通りに行なわれていないとの指摘については、実際に行なわれている手続きに沿うように条文を改めた内容を含めた同規程改正案が2022年10月開催の理事会で承認され同日付で施行すること</p>

	<p>となり、予算編成における規程と実際の手続きとの齟齬は解消された（資料 2-(1)-1-5）。</p> <p>改廃に関する規定の不備については、各種規程を改正する際に必ず確認し、備わっていない場合は追加するように徹底しており、少しずつ整備を進めている（資料 2-(1)-1-2、2-(1)-1-6、2-(1)-1-7）。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-(1)-1-1 中央学院大学大学運営に関する基本方針 (<a href="https://www.cgu.ac.jp/about/disclosure.html">https://www.cgu.ac.jp/about/disclosure.html</a>)</p> <p>資料 2-(1)-1-2 中央学院大学大学院学則</p> <p>資料 2-(1)-1-3 学部長会議事録（2022 年 4 月 26 日開催）</p> <p>追加資料 1-1 学部長会議事録(2022～2025 年度抜粋)</p> <p>資料 2-(1)-1-4 経営会議議事録抜粋（2022 年 1 月 12 日開催）</p> <p>追加資料 1-2 経営会議議事録抜粋（2022～2025 年度抜粋）</p> <p>資料 2-(1)-1-5 学校法人中央学院経理規程</p> <p>資料 2-(1)-1-6 中央学院大学学則</p> <p>資料 2-(1)-1-7 理事会議事録抜粋(2023 年 3 月 29 日開催)</p>
<b>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</b>	
検討所見	
改善状況に関する評定	5      4      3      2      1

## (2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言 (全文)	<p>「自己点検・評価実施委員会」を責任主体とする内部質保証体制を構築しているものの、定期的な点検・評価を行っているとはいいがたい。また、点検・評価の結果に基づく改善・向上のプロセスが体制上明確でなく、内部質保証推進組織が改善・向上に向けた運営・支援の役割を十分に果たしているとはいえないことから、「自己点検・評価実施委員会」のもと、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>第2期(2014年度)の認証評価において本学の内部質保証に大きな問題があるとの指摘を受け、3つのポリシーの実体化と、検証・改善・確認のための組織的な仕組み作りを構築するため、1.改善のための根本的な方針・方向性の策定、2.改善可能な指摘事項への早急な対応、3.指摘事項以外の問題点の洗い出しと改善方針の策定、4.新たに「本学の目指すべき理想像」の作成を行うこととし、まずは現行の「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」の見直しを行い、「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」を制定した。これによって「自己点検・評価実施委員会」を点検・評価・改善を推進するための全学内部質保証推進組織として明確に位置づけ、さらに各部会の内部質保証推進規程や条項の新設を行うことで教育研究活動等の自律的・継続的な改善を図ることとした。</p> <p>このような整備のもとに、各部会で大学基準協会の点検・評価項目に基づいた自己点検・評価を実施し、その結果を全学的視点から検証して、第3期(2021年度)の『自己点検・評価報告書』の作成および実地調査に臨んだ。</p> <p>実地調査後、再度「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正を行い、学長、学部長および自己点検・評価実施委員会委員長で構成される内部質保証を推進する会議体を設置し、改善点をチェ</p>

		<p>ックする権限を持たせることとした。さらに、これまで自己点検・評価実施委員会に構成メンバーとして含まれていなかった就職部長、教務委員長等を加えることとした。このような体制のもとで (1) 認証評価が 7 年に 1 回というサイクルであることから、大学基準協会の基準に基づいた点検を 3 年半に 1 回行う。(2) 他年度は毎年、大学独自の点検用共通様式により 3 つのポリシーを踏まえて各部会で検証を行い、それをもとに全学的視点からの点検・検証を重ね、改善の進捗状況について可視化を図る。(3) 部会による当年度の計画実施状況と改善状況またはその見通しを毎年 12 月までに自己点検・評価実施委員会に報告する。(4) 部会による次年度の年度計画および改善課題を策定し、毎年 3 月までに自己点検・評価実施委員会に提出する、といった形で自己点検実施サイクルの確立 (PDCA の活用) を図ることとした。</p>
	<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>本学では自己点検・評価実施委員会を中心に内部質保証上の問題点の改善に努めてきた。提言を受けた課題については学長から諮問が出され、それぞれ該当する部会で検討を進め、改善に繋げた(資料 2-(2)-1-1)。また、副学長規程(資料 1-1)の制定により、副学長を議長とする「大学質保証会議」を設置して内部質保証体制を強化した(資料 1-2)。現在、この会議を中心として上記「大学評価時の状況」で述べた(1)～(4)までの計画が実施され、自律的な点検・評価が行われるようになっており、認証評価での課題解決のみならず、自律的に課題を洗い出し解決に向かうという内部質保証の PDCA サイクル(資料 1-3)を推し進めている(資料 2-(2)-1-2～2-(2)-1-14)。自己点検・評価実施委員会では「自己点検・評価に基づく報告・改善要望書」(資料 2-(2)-1-15)を毎年大学質保証会議に提出し、大学質保証会議ではこの改善要望を検証して学長に報告し、学長は副学長連名の回答書(資料 2-(2)-1-16)を自己点検・評価実施委員会に示し、必要な改善指示を適宜出すこととしている。</p> <p>さらに、「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」(資料 1-2)を 2024 年度に一部改正し、役割を定めた第 5 条を「大学質保証会議は、全学の 3 つのポリシー(卒業認定・学位授与の方針、教育課程</p>

		<p>編成・実施の方針、入学者受入れの方針) を踏まえた教育の企画・運用及び検証・改善を中心として、本学における内部質保証システムを有効に機能させる責任を負う。」とし、教学マネジメントの司令塔的な役割を大学質保証会議に担わせることにした(資料 2-(2)-1-17)。</p> <p>以上のような体制を整えつつ、「学修者本位の教育体制の確立」に向けて学習管理システムの更新やポートフォリオ導入等についても検討を重ねており、現行の学事システムにおいてはカリキュラムマップと単位取得データから 6 つのディプロマ・ポリシーの達成度を「学びの成長度グラフ」で表示し、2025 年 6 月にポータル上で学生と指導教員が確認できるように改修して「学びの可視化」を進めた(資料 2-(2)-1-18)。また、アセスメントテストの分析データに基づく学修時間・学修行動の把握に関する全学教務委員会からの答申をもとに大学質保証会議において検証を行い、学生の学修時間を増やすため学長から関係部会に改善指示を出すことを手始めに、アセスメント・ポリシーを全学的に実行に移す運びとなっている(資料 2-(2)-1-19)。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-(2)-1-1 学長諮問一覧</p> <p>資料 2-(2)-1-2 商学部部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-3 法学部部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-4 現代教養学部部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-5 商学研究科部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-6 入試部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-7 教務部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-8 図書館部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-9 学生支援部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-10 社会システム研究所部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-11 生涯学習センター一部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-12 国際交流センター一部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-13 事務局部会報告書 (2024 年度)</p> <p>資料 2-(2)-1-14 内部質保証に関する課題進捗表</p>

		<p>(2023) (2024年3月12日現在)</p> <p>資料 2-(2)-1-15 自己点検・評価 (2024年度実施) に基づく報告・改善要望書</p> <p>資料 2-(2)-1-16 「自己点検・評価 (2024年度実施) に基づく報告・改善要望書」に対する回答書</p> <p>資料 2-(2)-1-17 大学質保証会議議事録抜粋 (2024年11月26日開催)</p> <p>資料 2-(2)-1-18 学びの可視化に向けた CGU ポータルの改修についてー「学びの成長度グラフ」の導入ー</p> <p>資料 2-(2)-1-19 中央学院大学アセスメント・ポリシー</p>
＜大学基準協会使用欄＞		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
<b>No.</b>	<b>種 別</b>	<b>内 容</b>
2	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	<p>法学部、現代教養学部及び商学研究科修士課程の教育課程の編成・実施方針において、教育課程の実施に関する基本的な考え方が示されていないため、明文化するよう改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>各学部はそれぞれ、学部の3つのポリシーを策定していたが、各学部のポリシーが大学全体として必ずしも整合性を持ったものとは言えない状況であった。また、商学研究科修士課程においても3つのポリシーを策定していたが、各学部と同様の状況であった。したがって指摘を受けた教育課程の実施に関する基本的な考え方の明示についても、統一されてはいなかった。このため、自己点検・評価実施委員会からも改善要望事項として、全学レベルでの3つのポリシーの策定が要請されていた。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>教学マネジメント体制に責任を有する大学質保証会議が中心となり、新たに「中央学院大学の3つのポリシー」(資料 2-(2)-2-1) を策定し、学部長会および教授会での協議を経て 2023年3月に制定された(資料 2-(2)-2-2～2-(2)-2-6)。大学質保証会議の下に設置されたワーキンググループ(副学長および各学部長</p>

		<p>補佐から構成)が、各学部の内部質保証組織と密接な連携を取り合いながら新しく策定した全学3ポリシーと既存の学部3ポリシーの整合性を図る作業を行った。</p> <p>全学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、「1. 幅広い知識と教養、2. 専門的学識、3. 問題発見力・解決力、4. 多様性の理解とコミュニケーション能力、5. 汎用的な能力、6. 地域連携・社会貢献」の6つから構成され、これに対応する形で各学部の教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を作成し、提言で指摘を受けた法学部および現代教養学部に関しても、学習方法や学修成果の多面的評価を含む体系的な教育課程の編成・実施の方針の明文化を行った(資料2-(2)-2-7、2-(2)-2-8)。これにより、全学および各学部の3つのポリシーが一貫性・整合性を有することになり、教育の質保証に係る検証基準が確立された(資料2-(2)-2-9～2-(2)-2-11)。</p> <p>また、2024年度より各学部の「学生要覧」(資料2-(2)-2-12)にカリキュラムマップが掲載され、これに基づき学生に対する体系的な履修指導が可能になった(資料2-(2)-2-13～2-(2)-2-15)。2024年1月に学長・副学長連名の「初年次教育におけるカリキュラムマップの取り扱い」と題した文書により、各学部教授会において履修指導などを通じたカリキュラムマップの積極的な活用を指示した(資料2-(2)-2-16)。大学院商学研究科修士課程においては、研究科内自己点検・評価実施委員会委員を中心に、策定された「中央学院大学の3つのポリシー」と大学院の3つのポリシーについて検討した結果、「中央学院大学の3つのポリシー」に符合する内容に改正した大学院ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー(資料2-(2)-2-17)が2023年5月の研究科委員会で承認された(資料2-(2)-2-18)。これにより、商学研究科修士課程においても学習方法や学修成果の多面的評価を含む体系的な教育課程の編成・実施の方針の明文化が行われ、教育の質保証に係る検証基準が確立された。カリキュラムマップも2024年2月の研究科委員会で承認され(資料2-(2)-2-19)、2024年度より大学院商学研</p>
--	--	---

		<p>究科「院生要覧」(資料 2-(2)-2-12) に掲載し、大学院生に対して大学院教育上の履修指導を行うことができるようになった。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-(2)-2-1 三つの方針 ( <a href="https://www.cgu.ac.jp/about/spirit/educational_philos.html">https://www.cgu.ac.jp/about/spirit/educational_philos.html</a> )</p> <p>資料 2-(2)-2-2 大学質保証会議議事録抜粋 (2022 年 12 月 13 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-3 学部長会議議事録抜粋 (2023 年 2 月 21 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-4 商学部教授会議議事録抜粋 (2023 年 3 月 6 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-5 法学部教授会議議事録抜粋 (2023 年 3 月 6 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-6 現代教養学部教授会議議事録抜粋 (2023 年 3 月 6 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-7 法学部 POLICY ( <a href="https://www.cgu.ac.jp/faculty/law/#policy">https://www.cgu.ac.jp/faculty/law/#policy</a> )</p> <p>資料 2-(2)-2-8 現代教養学部 POLICY ( <a href="https://www.cgu.ac.jp/faculty/liberal_arts/#policy">https://www.cgu.ac.jp/faculty/liberal_arts/#policy</a> )</p> <p>資料 2-(2)-2-9 商学部教授会議議事録抜粋 (2023 年 7 月 19 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-10 法学部教授会議議事録抜粋 (2023 年 7 月 5 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-11 現代教養学部教授会議議事録抜粋 (2023 年 7 月 19 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-12 シラバス・学生要覧 ( <a href="https://www.cgu.ac.jp/campuslife/course/syllabus.html">https://www.cgu.ac.jp/campuslife/course/syllabus.html</a> )</p> <p>資料 2-(2)-2-13 商学部教授会議議事録抜粋 (2023 年 12 月 6 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-14 法学部教授会議議事録抜粋 (2024 年 1 月 17 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-15 現代教養学部教授会抜粋 (2023 年 12 月 6 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-16 初年次教育におけるカリキュラムマップの取り扱いについてのお願い</p>

		資料 2-(2)-2-17 教育理念と 3 つのポリシー (大学院商学研究科) ( <a href="https://www.cgu.ac.jp/faculty/graduate/commerce.html#policy">https://www.cgu.ac.jp/faculty/graduate/commerce.html#policy</a> ) 資料 2-(2)-2-18 大学院商学研究科委員会議事録抜粋 (2023 年 5 月 31 日開催) 資料 2-(2)-2-19 大学院商学研究科委員会議事録抜粋 (2024 年 2 月 9 日開催)
<b>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</b>		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
<b>No.</b>	<b>種 別</b>	<b>内 容</b>
3	基準	基準 10 大学運営・財務 (2) 財務
	提言 (全文)	「要積立額に対する金融資産の充足率」は低い水準を推移しており、教育研究活動の安定的な遂行と必要な財政基盤の両立が十分に確立されているとはいえない。事業活動収支差額比率は改善傾向にあるが、教育研究経費比率の減少が要因となっていることから、教育研究環境の維持・向上の観点に留意しつつ、財政基盤の確立に向けた取り組みの具体化、実行が求められる。
	大学評価時の状況	提言を受けた 2021 年度は「要積立額に対する金融資産の充足率(積立率)」が 40.9%と低く、医歯系法人を除いた全国平均 78.4%の約 2 分の 1 の割合で、学校運営を教育面と財政面とで両立させるには改善を要す状況であった。 背景は在学生が 3,376 名と多く、事業活動収支差額比率は 8.9%と全国平均よりも高い比率であった(医歯系法人を除く全国平均 6.4%)。教育機関として必要となる教育研究経費比率は 34.0%で全国平均(34.3%)とほぼ同率の支出をもって教育活動を行った。
	大学評価後の改善状況	2023 年度における「要積立額に対する金融資産の充足率(積立率)」は 39.6%と大学評価時より 1.3 ポイント下回った。理由は法人事業の学校創立 125 周年記念におけるキャンパスリメイクや入学者数の変動(143 名減)等による。

		<p>積立率の著しい改善はなされていないが、本学は老朽化した教育施設の改善に巨額の資金支出をしており、学校創立 125 周年記念事業が一段落した時点で本格的な財務改善に取り組む予定である。</p> <p>なお、事業活動収支差額比率は 8.5%と全国平均よりも依然として高い(医歯系法人を除く全国平均 4.2%)。教育研究経費比率は 33.8%で医歯系法人を除いた全国平均 36.6%より下回っているが大学評価時の率と変わらず、教育活動の充実は継続している。</p> <p>&lt;&lt;改善に向けた今後の取組&gt;&gt;</p> <p>積立率の改善については、2024 年度より退職給与引当特定資産 1 千万円、減価償却引当特定資産 1 千万円、計 2 千万円の積立を始めた。2026 年度予算では退職給与引当特定資産 1,100 万円、減価償却引当特定資産 1,500 万円の増額を予定している。また、2026 年度から始まる第 3 期中期計画に向けては、財務構造の再構築を計るべく従来にない予算編成方針を打ち出し、事業活動収支差額の本格的改善に着手することになっている(資料 2-(2)-3-1)。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-3-1 令和 8 年度予算編成基本方針の策定にあたり
<b>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</b>		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1